

# 介護保険負担限度額認定

介護保険制度では、申請により介護保険負担限度額認定証の交付を受けることで、施設サービス利用時の居住費と食費が減額される場合があります。

また、老齢基礎年金（満額）が80万円を超えたことを踏まえ、8月から利用者負担段階の収入・所得の基準が80万円から80.9万円に変更となります。（負担限度額に変更はありません。）

## ●必要なもの

- ◇介護保険負担限度額認定申請書（市ホームページからダウンロード）
- 【左記は生活保護受給者以外のみ必要】
- ◇本人と配偶者の印鑑
- ◇本人と配偶者の預貯金口座残高の写し（銀行名・支店名・口座番号・名義人・申請日から2カ月以内に記帳された最終の残高が分かるもの）
- ◇投資信託や有価証券がある場合は、証券会社や銀行の口座残高の写し
- ◇負債がある場合は、借入証明書の写し
- ◇（受給している人のみ）老齢福祉年金受給証明書
- ◇（配偶者住所が1月1日現在、大野城市外の場合のみ）配偶者の令和7年度非課税証明書の写し

## ●対象者

- ①または、②③の両方に当てはまる人
- ①生活保護を受給している（65歳以上の人）
- ②配偶者（世帯が異なる場合や事実婚も含む）および世帯員全員が市民税非課税
- ③預貯金、信託、有価証券、現金などの資産が下表に当てはまる

※要件に当てはまらない人でも、「介護保険負担限度額認定に係る特別減額措置」の対象となる場合があります。

## ●対象施設・利用形態

- ◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ◇介護老人保健施設
- ◇介護医療院
- ◇ショートステイ

●有効期間 申請月の1日から次の7月末まで

## ●申請と問い合わせ先

介護支援課介護サービス担当  
☎(580)1860

食費・居住費の利用者負担限度額（1日当たり） ※【青字】は令和7年8月からの額です。

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		預貯金等要件	
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	配偶者 (無)	配偶者 (有)
第1段階	生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円	—	—
	老齢福祉年金							1000万円 以下	2000万円 以下
第2段階	合計所得金額＋年金収入の合計額が80万円【80.9万円】以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円	650万円 以下	1650万円 以下
第3段階 ①	合計所得金額＋年金収入の合計額が80万円【80.9万円】超、120万円以下の人	1370円	1370円	1370円 (880円)	430円	650円	1000円	550万円 以下	1550万円 以下
第3段階 ②	合計所得金額＋年金収入の合計額が120万円を超える人	1370円	1370円	1370円 (880円)	430円	1360円	1300円	500万円 以下	1500万円 以下
第4段階	(基準費用額)第1～3段階に当てはまらない人(市民税課税世帯の人など)	2066円	1728円	1728円 (1231円)	437円 (特養のみ 915円)	1445円	1445円	—	—

※従来型個室欄の（ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所を利用した場合の金額です。